

ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツス
とヒロセレウス・コスタリケンシスとの
交雑種の生果実及び台湾産いんどなつめ
の生果実の輸入解禁について

全体総括説明

消費・安全局植物防疫課

平成28年12月
農林水産省

植物防疫法(抜粋)

総括スライド1

第一条 (法律の目的)

この法律は、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする。

(中略)

第七条 (輸入の禁止)

何人も、次に掲げる物(以下「輸入禁止品」という。)を輸入してはならない。ただし、試験研究の用その他農林水産省令で定める特別の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を經由した植物で、農林水産省令で定めるもの

(以下略)

植物防疫法施行規則(抜粋)

第九条 (輸入禁止地域及び輸入禁止植物)

法第七条〔輸入の禁止〕第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。

一 別表二に掲げる地域及び植物

(以下略)

植物検疫における輸入解禁について

輸出国が、輸入禁止の理由となる検疫有害動植物の我が国への侵入を確実に防止できる検疫措置を実施



輸入解禁

(参考) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定(WTO/SPS協定)
第2条 基本的な権利及び義務 第2項

加盟国は、衛生植物検疫措置を、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用すること、科学的な原則に基づいてとること及び、……、十分な科学的証拠なしに維持しないことを確保する。

検疫措置の例

【消 毒】

- ・低温処理(カンキツ類など)
- ・蒸熱処理(ヒロセレウス・ウンダーツス、マンゴウなど)
- ・臭化メチルくん蒸(さくらんぼなど)

【病虫害無発生地域】

- ・中国産メロン、かぼちゃ
 - ・豪州産カンキツ類
- など

【複数措置の組合せ】

- ・NZ産、豪州産、米国産 さくらんぼ
- など

ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツスと
ヒロセレウス・コスタリケンシスとの
交雑種の生果実の輸入解禁について

省令改正の概要 (改正案)

植物防疫法施行規則別表二(第九条関係)

地域	植物	備考(対象とする検疫有害動植物)
一 (略)	(略)	(略)
二 インド、インドネシア、(中略)ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス(以下略)	かんきつ類(付表第十及び第五十八に掲げるものを除く)、バナナ、(中略)パイナップル(付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。四の項において「パイナップル」(中略)あかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実	<i>Bactroza dorsalis</i> species complex (ミカン)ミカンバエ 五種群
三 (略)	(略)	(略)
四 インド、インドネシア、(中略)ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、(以下略)	ウリ科植物(付表第十八に掲げるものを除く。)の生果実及び生果実並びにりんげんまめ(中略)ヒロセレウス属植物及びマンゴウ属植物の生果実	<i>Bactroera</i> <i>curatilis</i> (ウリ ミバエ)
五 五十七 (略)	(略)	(略)

付表

一、五十一 (略)

五十二 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセ

レウス・ウンダーツス及びヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス

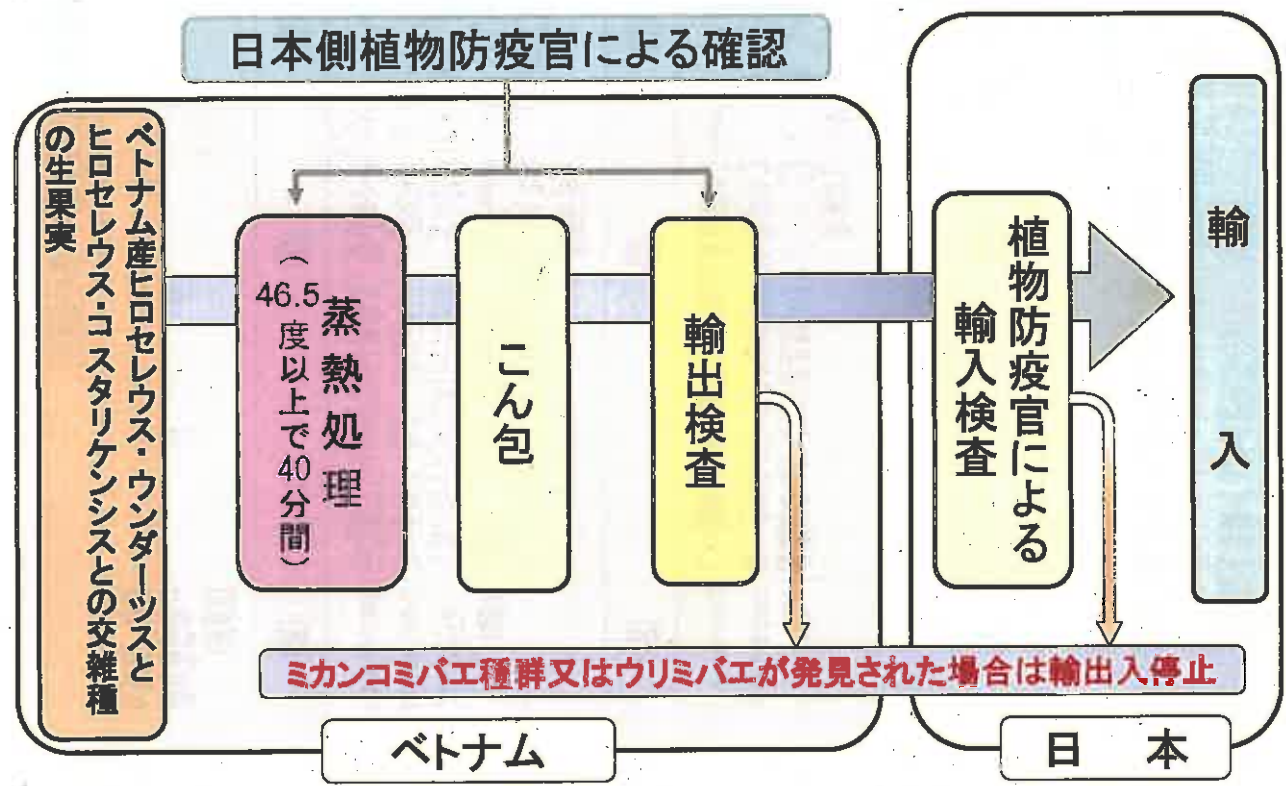
・コスタリケンシスとの交雑種の生果実であつて農林水産大臣が定める

基準に適合しているもの

ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種の生果実に係る農林水産大臣が定める基準案の概要

- 船積貨物又は航空貨物
- 蒸熱処理による消毒 (46.5℃以上で40分間)
- ベトナム植物防疫機関による輸出検査
- ベトナム植物防疫機関による植物検疫証明書の発行
- 日本側植物防疫官による消毒及び輸出検査の確認
- ミカンコミバエ種群及びウリミバエの再汚染防止措置がとられた材料によるこん包
- 各こん包又は束ねたこん包への輸出植物検疫終了及び仕向地の表示
- ベトナム植物防疫機関による各こん包又は束ねたこん包の封印

ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツスと ヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種の 生果実に係る検疫措置案の概要



台湾産いんどなつめの生果実の 輸入解禁について

省令改正の概要 (改正案)

植物防疫法施行規則別表二(第九条関係)

一 (略)	地域	二 インド、インド ネシア、(中略)台 湾、中華人民共和國 (香港を除く、以下 この表において同 じ)、ネパール(以 下略)	植物	かんきつ類(付表第十及び第五十八に掲げる ものを除く)、アザミ、(中略)なごめ属植 物(付表第十三に掲げるものを除く)、(中 略)あかてつ科植物の生果実並びに成熟した バナナの生果実	備考(対象と する検査有害 動植物)	<i>Bartoea dezzisi</i> species complex (ミカン)属バ エ種群
三十七 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

付表
一六十二(略)
六十三 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいんどんなつめの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

台湾産いんどんなつめの生果実に 係る農林水産大臣が定める基準案の概要

- 船積貨物又は航空貨物
- 低温処理による消毒 (1.2°C以下で14日間)
- 台湾植物防疫機関による輸出検査
- 台湾植物防疫機関による植物検疫証明書の発行
- 日本側植物防疫官による消毒及び輸出検査の確認
- ミカンコミバエ種群の再汚染防止措置がとられた材料によるこん包
- 各こん包又は束ねたこん包への輸出植物検疫終了及び仕向地の表示
- 台湾植物防疫機関による各こん包又は束ねたこん包の封印

台湾産いんどなつめの生果実に係る検疫措置案の概要

